

# 令和3年度支部別収支(暫定版)

資料1-3

(単位:百万円)

		全国	富山支部
収入	保険料収入	9,855,345	97,033
	一般分	9,853,918	97,018
	その他の収入	21,665	191
	債権回収以外	9,249	95
	債権回収	12,416	96
	計	9,877,010	97,224
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	5,349,614	50,900
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)	5,349,614	50,672
	医療給付費(A)	5,352,073	50,672
	災害特例分(B)		
	令和元年度の協会手当分(B1)	690	-
	波及増分(B2)	1,768	-
	年齢調整額	-	▲ 875
	所得調整額	-	1,104
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	485,752	4,987
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	3,509,205	36,027
	業務経費(国庫補助を除く)	143,142	1,470
	一般管理費(国庫負担を除く)	52,875	543
	その他支出	37,284	383
	令和元年度の収支差の精算	-	▲ 33
	令和元年度のインセンティブ	-	▲ 585
加算額	6,764	72	
減算額	▲ 6,764	▲ 656	
	計	9,577,872	93,691
収支差	計	299,139	3,532
	全国平均分	299,139	3,071
	地域差分	-	461

※ 端数処理の関係で百万円単位での合計額、差額が合わない場合がある。

- (注) 1. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和3年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和元年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和元年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

## 【富山支部収支差の影響】

- 富山支部の収支差(地域差分)は461百万円のプラス(黒字)。  
収支差(地域差分)がプラスの場合、令和5年度の収入にその分が加算される(保険料率が下がる方向に反映される)。
- 上記の収支差(地域差分)について、総報酬額(令和3年度実績)を用いて保険料率を換算した場合、0.05%相当(参考値)となる。(収支差461百万円 ÷ 総報酬額(令和3年度実績)1,011,661百万円)
- ただし、令和5年度の保険料率算定時には、令和5年度の総報酬額の見込値を使用するため、実際の値とは異なる場合があることに留意が必要。